平成２６年（フ）第１５１号
富山市向新庄町４丁目14番５号
破産者　有限会社ウエダ
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４４号
岐阜県高山市石浦町８丁目457番地
破産者　有限会社インテリアいぐち
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第４０５号
静岡市葵区古庄３丁目２番74号
破産者　ナシヨナルサプライ株式会社
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５７号
静岡市葵区横田町１番21号
破産者　株式会社西村建築設計事務所
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０４１号
大阪市東住吉区湯里２丁目５番17号
破産者　株式会社大真
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３１７号
大阪市中央区日本橋１丁目９番15号
破産者　株式会社ビックス
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１６２号
大阪市東住吉区杭全１丁目15番18号大西ビル３階
破産者　株式会社ユーシン
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３４８号
大阪府門真市三ツ島1246番地の５
破産者　有限会社大神電設工業
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１８号
岡山県真庭市中396番地の１
破産者　母里建設株式会社
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１２７号
岡山県美作市湯郷848番地
破産者　株式会社田村工務店
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第８０号
岡山県真庭市美甘3947番地
破産者　有限会社エダ
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２１号
大分市三川新町１丁目２番10号
破産者　株式会社宮豊建設
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８８号
釧路市新栄町10番１号グループホームサハスあじさい１号室、破産手続申立時の住所釧路市桜ケ岡８丁目１番２号、住民票上の住所北海道目梨郡羅臼町麻布町108番地14
破産者　渡辺歯科医院こと　渡辺　高尚
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２０号
秋田県由利本荘市薬師堂字谷地118番地１
破産者　有限会社秋田縫製
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第２５７号
千葉県八街市東吉田564番地95
破産者　杉野　博幸（旧姓田辺）
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第９７３０号
川崎市川崎区大師駅前１丁目８番２号
破産者　株式会社松慶
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６号
東京都青梅市新町８丁目22番地の５　サンクレイドル青梅新町1001
破産者　株式会社船丸梱包
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５４号
東京都昭島市緑町４丁目９番７－207号、住民票上の住所東京都昭島市宮沢町２丁目18番９号
破産者　佐々木章子
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０３９号
東京都小平市小川町１丁目2252番地の４ガーデニアＢ－101号
破産者　北原　　進
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７７０号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3783番地
破産者　株式会社イノウエ
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６２号
福井市大手３丁目12番20号
破産者　アクトプラン有限会社
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７０号
岡山県倉敷市児島小川９丁目３番81号
破産者　山口　　登
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部